

## 第37回朝来市農業委員会総会議事録（公開用）

- 1 開催日時 令和2年7月16日（木） 午後1時30分～午後3時22分
- 2 開催場所 本庁舎4階会議室
- 3 出席した農業委員 14人  
1番 小谷 勇 委員      2番 小松 茂樹委員      3番 米田 隆至委員  
4番 中里 泰雄委員      5番 高本 知宜委員      6番 足立 義美委員  
7番 佐野 伸夫委員      8番 石原 武美委員      9番 清田 正巳委員  
10番 佐藤 正章委員      11番 大田垣 強委員      12番 城本 利明委員  
13番 西村 繁職務代理者      14番 米田 利秋会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 12人
- 6 現地調査委員  
農業委員 清田 正巳委員      佐藤 正章委員  
推進委員 西 好朗委員      枚田 善光委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第174号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第175号 農地法第4条申請について  
日程第3 議案第176号 農地法第5条申請について  
日程第4 議案第177号 非農地証明申請について  
日程第5 議案第178号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 石橋 禎之      次長 藤原 雅人      副局長兼農地農政係長 藤本 宏子  
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要  
○事務局      それでは、第37回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。  
既に送付をさせていただいております次第に基づき進めさせていただきます。

○米田会長 <挨拶>

○事務局 本日、多次市長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○多次市長 <挨拶>

○事務局 ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

○米田会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 出席員は14名中14名でございます。

○米田会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会議規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、第37回朝来市農業委員会総会成立を宣言いたします。

次第4「議事録署名人の指名について」ですが、7番、佐野伸夫委員と、8番、石原武美委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

次第5議事に入ります。議事日程に基づき進行します。

日程第1「議案第174号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○米田会長 受付順位373番の提案理由の説明を、地元、高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。373番の冊子のほうをご覧ください。それはですね、国道312号線の加都の交差点から竹田城方面に行きまして、およそ3分から4分程度のところであります。そこに三波の集落ありまして、今回の申請者は集落内の地点であるということでもあります。今回の●●さんの認定についてですが、譲受人側の●●●●さんにおかれましては、もう既に1ヘクタールを超える農地を管理されておまして、で、今回、生前贈与という形になっております。何も問題ないかと思えます。慎重審議よろしく願いいたします。

○米田会長 次に、受付順位374番の提案理由の説明を、地元、米田隆至委員に求めます。

○米田委員 374番につきましては、既に空き家なのですが、空き家に付随する農地の案件でございます、その●●●●さんの空き家を●●さんが空き家を購入されて手続が完了したので、今度は空き家に付随する農地を取得したいというふうに聞いております。で、今回、代理人の説明によりますと、申請理由につきましては、必要な案件については、ほぼ満たされているというふうに聞いておりますが、ただ、農地を継続して使用する農機具のところ、まだ今後取得されるというような見込みでございますけれども、私が現地を確認した際には、この譲受人さんはまだ若い方でございますし、一度、地域の方のどなたかに耕運をしてもらわれたら、後は、自力でも利用は十分可能であろうと思っております承知いただいたところでありますので、皆様方のご判断をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○米田会長 受付順位373番及び374番について、地元委員から説明がございました。現地調査委員の清田委員から補足説明をお願いします。

○清田委員 7月の6日に佐藤委員、西委員、枚田委員と私と事務局2名とで現地の調査を行いました。先ほど説明のあったように地元委員の説明のとおり、問題ないと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○米田会長 委員の中からご質問等ございませんか。

ないようでございますので、受付順位373番について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 全員賛成によって、本件は承認されました。

受付順位374番について採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 全員賛成によって、本件は承認されました。

日程第2「議案第175号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>





して始末書が添付されております。あと、区長、農事部長、それから、隣接する土地の持ち主、あるいは土地改良区の総代からも同意書が添付されております。さらに土地の賃貸契約書、あるいは会社の定款を添付されております。どうぞよろしく、審議のほどよろしくお願いいたします。

○米田会長 受付順位378番の提案理由の説明を、地元、米田隆至委員に求めます。

○米田委員 それでは、説明いたします。まず、申請地の地図でございますが、378番の航空写真です。国道312号線を和田山方面から南に向かって進んでいただきますと、久世田過ぎて、次に澤第一集合をもうちょっと南に進んでいきますと、信号がございまして、その交差点を右折していただきますと、ちょっと進めば中野橋という橋を渡って、その途中にこの申請地ございます。で、非常に聞けたところでございますので、お通りになれば確認できます。まず、この申請地の現況ですが、私が確認したところでは、この3筆の中で●●●の●●については、これは現況、田で耕作をされておりますが、あとの2筆については、見る限り荒廃しておりまして、その境界どこまでなのか、どこまでが道なのかというようなことは、到底確認できない状況でございましたし、その周辺のところも同じような原野のような状況になっておることが状況でございましたので、まずこれを報告させていただきます。

それから長くなりますが、今回この378番の申請代理人については、広島県の行政法人●●●●というところが代理人となっております。コロナの外出自粛もございましたので、この代理人から私のほうに電話ございまして、こういう状況ですので、私どものほうから郵送で関係書類を送らせていただきますので、確認をしていただきたいということがございました。で、その当時の現下の状況から判断すれば、それを拒否することも私としてはよくないだろうという感じで、それを受け付けることにいたしました。で、その書類が送られてきたのは、6月の13日にレターパックによって私の自宅に送り届けられました。その書類を点検いたしましたところ、確かに代理人としては、きちっとした処理はできとったんでございますが、その中の申請人、申請書の中のいわゆる隣接地の当事者が5名ございまして、それが1名しか同意がなされていない状況の書類でございましたので、行政

書士のほうに私から電話をしまして、この状況がどうなのかと、これは隣接地の同意がないということについては、後々問題になるのでそれを説明しなさい。それから、確かにそういった申請の行為は行われているような話でしたが、じゃあそれならば、いわゆる私が分かるような経緯を示した説明書を、もう一度私に送付してくださいということを言いましたところ、別便でもう一度送られてきました。で、それを見ましたら確かに近隣の5名の方は、1名だけ減っ取りましたので、あと4名の方にそれらの郵便物は、私のほうに届いている書類も入ってございましたけれども、その結果のところ同意が得られたのかどうかということが不明でございましたので、そこがもう一度、事務所の方がその状況をもう一度私のほうに報告をいただきたいということで頼むということにしました。で、その後、もう1名の方は同意まで時間がすぐもらえて、相手が郵送中だというようなところを聞きましたので、これらの時間的なこともございましたので、その経緯書を参考にさせていただいて、それは現在私が確認したところでは、2名のいわゆる同意がなされたという状況の報告で、あとはまだその確認中であるというふうなことに、私は説明を受けたということにしまして、確認いたしましたところでございます。特に太陽光発電の設備を造ることについては、それぞれ隣接地のものでございますし、いろいろなことがありますから、これは慎重にいかなければいけないという判断からそういうことになって、その経緯説明書についても、この申請時において事務局の元に提出をしておいてくださいということでもあります。その後の、これがこの件が申請受理に適してるかどうかについては、そちらほうから当時まだ返事をいただいておりますので、後々またこういった事例があると思いますので、この件について隣接地の同意書が最終的にはどうなったのかということは詳しく、ご報告をいただきたいと思っております。

それから現況は、先ほど言いましたように、カズラが繁茂していると言われますので、そこに、仮に発電所ができましたとしても、どっちかっていうと、その問題は齟齬がないかと思っておりますが、現地確認した委員の皆さんのこの後の説明をお聞きして、それに私は従いたいと思っておりますので、ご判断をお願いしたいと思います。以上です。

○米田会長 379番につきましては私の案件でございますので、説明をさせていただきます。地図を御覧いただきたいと思っております。上段八代から上八代に養父に抜けるちょうど中間地点のナカエというところでございまして、この当事者につきましては、今度新しく家を建てたいということで、この現在設定されております屋敷から100メートル以内のところでございます。現在の場所が、こういうふうになんか新築が不可能だというふうなことを言っておられまして、ちょうどいい場所ってということで、こういった場所があると伺っております。道路脇でございまして、特に近隣の関係等につきましては、農地への影響はほとんどないとのことでございました。

また、区長並びに農地関係、近隣の同意を得られております。なお、この中で一部、分筆登記ができてなかったということで、1か月見送りをさせていただいて、今回の案件とさせていただいております。ということで、特にこちらとしましては、問題点がないということで報告させていただきました。以上でございます。

受付順位376番から379番まで、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査員の西委員から補足説明をお願いします。

○西委員 全ての案件について問題ないなということでございました。ただし、先ほど米田委員が言われた書類上の問題、付近の隣接同意書がある、ないはこちらも分かりませんでした。現状に当たっては、問題なしというふうに判断しました。以上です。

○米田会長 委員の中から御質問等ございませんか。

小松委員、お願いします。

○小松委員 それでどうですか、その後はどうなんですか。現状は書類は全部そろっとるんですか。今、米田委員さんの話からすると、不備な点があるんじゃないんですか。全部了解もらっとるんですか。

○米田会長 事務局、お願いします。

○事務局 先ほど、米田委員さんがおっしゃられた内容の状態は、事務局でも確認しております。本人と隣接同意書の必要な対象者のうち2名の分だけはいただいていまして、残りの方についてはコロナ関係で郵送にて何とか接



触をしたけれども、何回か特定記録郵便とかでの結果、返事もなく、郵送で到着しているようではあるけれども、回答もないということです。農地法の第5条の、こちらの審査資料のほうで、審議資料のうちの376番ですね。すみません、378番のうちの法4(5)-2(4)の周辺への支障、こちらの案件に当たりますが、事務局のほうでは支障なしとさせていただきました。この理由は、地元同意書という理由書がない場合、それに代わるものとして、証明書添付が必要、代わるものとされています。つまり、先ほどから米田委員さんがおっしゃられた、同意を得るための努力をしたけれども、結果として同意の署名はもらえなかったけれどもその努力をした、それが代わる疎明書というものになります。これをもって、県のほうに意見書として申請書類を提出する予定にしております。以上です。

○米田会長 小松委員、よろしいですか。

米田隆至委員、お願いします。

○米田委員 私がなぜこの件についてこういった話をするかということは、先ほど言いましたように発電所を造ることについては、そのところはきちっと確認をしたものをしなければいけないという判断でそうしたわけですが、私が伺っております隣接同意書、経緯説明書というのについては、このようなものを私はいただいて、それで確認して1名しかここでは同意の意味も入ってないですが、あと電話で今、同意を得られたという同意書を、今届きつつありますという進行形の話があったもんですから、じゃあそれは、おいおいほかの3人についても同意が得られるという私の推測で、案文をして出したということでもありますので、もし、今回のようなケースが今後あった場合で、こういうような案件についてはどう処理していくのが一番ベターな事務処理の方法なのかは、後でよろしいので同意書が得れない場合には何かが書類を出せば認められるということですから、その旨をまた教えておいていただいたらありがたいなという思いで質問したということでもあります。

○米田会長 大変意義のある貴重なお話でございまして、どこでもがあり得る話なんですけども、実は県の農地委員会のほうでは3反歩にこだわらず、問題があった案件、いわゆるこちらのほうで判断できないもんにつきましては、

面積が足らずとも県に申請してください。相談をかけてくださいということになっています。

今回、特に朝来市につきましては太陽光の条例がございません。ということで県の条例をそのまま参考にしてるということでございまして、そういった規制がないもんですから、特にこれからこういった問題が将来発生するであろうという、将来トラブルにならないければいいですけど、ここで決めたほうが覆されるというようなことにつきましては、大変問題もございまして、もし、こういった案件でどうしてもやっぱり自分とかが判断しにくいという分につきましては、別に、一旦県のほうに上げて、それで県のほうが判断をしていただくということにやったほうがいいじゃないか。

今回のこの案件につきましても、当然事務局のほうは県のほうに相談をかけまして、これで妥当であろうということで、一応事務局は判断してるということを僕も思っておりますけれども、もし、後で問題があるようございまして、この場合はそういったここで判断すべきではないというのは思われますので、これは皆さんまた鋭意考えていただいとて思っています。

今回は事務局が、これで妥当であろうということを申しておりますので、特にこれから先の、この場所につきましても、そう問題が発生する場所ではないなっていうのが思われますので。

米田隆至委員。

○米田委員 県の指導を受けて、じゃあ受付はしてよろしいという指導、方針が決まったわけですから、その時点でやはり地元委員のほうには何らかの一報がいただいたら、今日までの間、何も知らずに、今朝ももう一度現地確認をして、念のためにそこに入ったりして、これならまあウズラカズラの山の中やから大きな齟齬は生まれんだろうという判断で、今日そのことを説明しようと思ってそれを言ったわけなんで、やはり地元委員としてはそれなりの責任を持って事案の処理していくわけでありまして、その気持ち少し事務局としてはくんでいただいとて、伝えなきゃいけないことは、それでよろしいので伝えていただいたら、委員も少し安心するということでもありますのでお願いします。

○米田会長 事務局、よろしいですか。

○事務局 はい。

○小松委員 ちょっとすみません。

○米田会長 小松委員。

○小松委員 度々すみません。これは総会にかける案件ですので、私思うのに、将来来るでしょうというふうなことではなし、県のほうに相談されていても、そうやったらなぜこれは不備で一月待ってもいいじゃないですか、不備ですよということで一月、みんなに賛成の同意を提案さすこと自体、ここまでは現地調査の、現地は見ましたセーフでした、でも書類は不備ですという、まだ来るでしょうというのをそのものの案件をこの総会にかけるようなものですから、一月待ってもいいじゃないですか、だから皆さんにどうですかっていつて手を挙げさすんじゃないしに、一月待って書類が全てそろった時点でも、何ら問題ないように思うんですが、いかがですか。今ここで皆さん賛成ですかっていう、書類がそろってないのに賛成ですかっていうこと自体どうなんだろうと思うんですが、私ここで手挙げって言われたら本当に思案しますし、皆さんも先ほどの説明を聞いて、土地は確かに現地は見てきましたセーフです、けど書類は将来来るでしょうというようなそのような案件だったら、一月待ってもいいじゃないですか、僕はそう思うんですけど、いかがですか。

○米田会長 事務局。

○事務局 失礼します。小松委員さんが今おっしゃられた、書類はそろっていないという状態ではなく書類はそろっています。隣接同意書が取れない場合、それに代わるものとして疎明書を添付することとなっており、朝来農林振興事務所のほうにも、このような状態で審議にかけるっていうことも事前に伝えてあります。で、その後総会で賛成か反対かの農業委員会としての結論をもって、また後々申請をしますがよろしいですかというお伺いのほうも立てておりますので、それを了承した上でこの総会にかけさせていただいた、これまでの次第でございます。

○米田会長 答えになってないよな、事務局でそう判断されたら、この関係については正当性があるということによろしい。

○事務局 はい。（申請受理及び議案上程）

○米田会長 足立委員。

○足立委員 もともとの件については、面積が1,942平米あるということですね。ということは朝来市の条例は持ってないけれども、担当の課ではどういう判断しているのか。それから、もともと地元に対しての説明っていうのを、話も太陽光の場合はあるんじゃないかと、そう思うんですけど、その辺りの状況はどうなってるんですか。

○米田会長 事務局、お願いします。

○事務局 申請書によりますと、兵庫県が太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例、これのうちに朝来市は1,000平米以上の太陽光発電を設置する場合に、地元説明が必要とされております。この手続につきましては、現在手続中というふうに記載されております。

○米田会長 足立委員、お願いします。

○足立委員 手続中ということは、努力をしてるけどもということなのか、いやいや、説明会自体がコロナの関係もあったりしてできてないです。その辺りのことはまだまだ十分分からないのでね、小松委員の言われるのよく分かりませんが、中途半端な形で、書類は一応形式上そろったという判断もあるかも分かりませんが、地元に対しての説明会そういうのを当然やって、そして皆も今後、争いが起きないように努力されたその結果を書類として出してきて、ここで審査するならまだ理解できるんですが、今のところ、どうもその辺りの努力は足りない、このように思います。

○米田会長 事務局

○事務局 申請書類について、いま一度、御説明いたします。申請書類では、確かに米田委員さんがおっしゃられたように郵送でやり取り、また電話で何度かもお話ししたりしてやり取りをしております、その地元の説明会のこともしっかり準備をしているということで、申し訳ありません、今日現在は行っているかどうか事務局のほうは確認をしておりますが、●区の●●区長の同意もあり、また農事部長としての同意書もしっかりとっております。これをもって地元で説明会をするという準備をしているということの裏づけになるかと事務局としては判断いたしました。以上です。

○米田会長 ほかにはありませんか。

細見委員

○細見委員　今、足立委員が言われとったように、朝来市の条例が1,000平米以上の太陽光をする場合は、地元説明会をする必要ですけども、逆にここまでの面積も面積ですので、業者に対して地元説明会をして地元の了解を得られてから、農業委員会で審議するという方向に持っていくべきではないかと私も思います。

○米田会長　この案件につきましては地元で委員されてる方が一番大変でございます。ということで、事務局の不手際等につきましても、やっぱり連絡を密にさせていただいて、こういった案件につきましては、十分な連絡を取って、僕が申しあげましたけれども、県の農地委員会では調定とかいろんな難しい問題がたくさん出ております。こういった場合には地方で判断せずに県まで上げてくださいますと。専門家にらせていただいて、そこでもう一度いろいろそういうことをやっていきますということで、前回の農地委員会では●●の農地が関わっております。調定をされましたけれども、結果的には不成立ということでもめておりまして、調定は冬に終わっておりますけれども、一応このときに県がしますのは、これは妥当であるとかいう判断書を本人さんのほうに通知する、これは不可、これは許可というようなことが、許可証ですというようなこと判断されまして、それが本人のほうに通知として行くというのでございますので、今の案件につきましては、事務局が県のほうに聞きましてこれで妥当であろうという判断が出ておりますので、これもあながちやっぱり粗末にはできないということで、ただ、事務局につきましても、それぞれこういった案件につきましてはもう少し連絡を取りながら、実際には相談もかけていただきたいということを思っています。こういった案件で最終的には皆さん方に判断をしていただいて、ここで仮に否決されるようでありましたら、これはもう一度、再度、申請し直すということになるかと思っております。そういった場合に、それが妥当かどうかということにつきましても、それは判断非常に苦しいところがございますので、今日、たまたま聞かれまして、今日すぐに、即座に判断ということも大変難しいことだと思いますけれども、一応この総会の場では、一旦出た以上は賛否を採らないけんことになっておりますので、その辺も

含めまして皆さん方のそれぞれの判断をしていただく。ただ、地元の委員さんにつきましては非常に苦肉の策でこれを出してきておられますので、当然、問うものとして皆様方の今までも受けてこられた思っています。ということで、そういったことも含めまして、今回の判断につきましては、非常にどっちかといいましたら小規模の施設でもございますので、その辺も含めまして現地を見ていただきましたら、常に荒れ放題といったところに少しでも整備されればという農業委員さんの思いも、それぞれ地元ではあると思います。そういうことで、将来に大きな問題にならないければ、これは当事者として当然許認可はできるじゃないかと、こういうことを著しく思っております。皆さんの忌憚のない判断をしていただいて。

ほかに何か御質問等ございませんか。

米田隆至委員。

○米田委員 時間かかって申し訳ないですが、私がなぜ、こう何回も何回も言ったということは、私が地元の農業委員の立場よりも朝来市の農業委員会のやはり中立公正な立場が、どこまで世間に信用されるかっていうことの問題だと私は受け止めております。で、今回その広島の遠隔地の●●●●ということでありましたものですから、それと同時にコロナの問題があったものですから、私が郵送でいいですよということが、十分な書類の確認もできないということの一端の責任は私は感じておりますけれども、やはり最終の確認、受け付けるかどうかについては、それは事務局にお願いしなかったら地元委員では到底責任の負えるところではございませんので、それを下したときに地元委員に対して説明をいただきたい。それから現地確認をされる委員さんにも、このような状況の下で受付をする予定ですが現地を見ていただきたい。そここのところが少し腹くくってという思いがするものですから、今後の、こういうことが起きないようにするためには、それぞれが真剣に考える必要があるということでございますので、そこだけ会長にお願いをしておきます。

○米田会長 再度、地元委員さんのほうから御意見をいただきました。朝来市として判断していかないといけないことでございますので、皆さんの判断がということでございます。

ほかに何かございませんか。

これで御意見等につきましては閉めたいと思います。

それでは、376番から採決に入りたいと思います。

受付順位376番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 全員賛成によって、本件は承認されました。

受付順位377番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 全員賛成によって本件は承認されました。

受付順位378番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 挙手が少ないということで、この案件は否決されました。

379番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 全員賛成によって、本件は承認されました。

日程第4「議案第177号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○米田会長 受付順位380番の提案理由の説明を、地元、佐藤委員に求めます。

○佐藤委員 失礼します。380番の説明をさせていただきます。現地は和田山町朝日。

朝日というのは、この写真を見ていただきますと、左側に大きな道路が見えますけど、これは朝日から出石に越す道路でございます。これを右に入ってくださいと、堀場という集落が、昔の集落があります。そこを300メートルぐらいこっちに入ってくださいと、あさっての農園工房というところがあります。ここの土地は日高町の岩中という方の所有になっております。この朝日集落は、現在もうほとんどが原野か山林か林構地となっ

ております。その一角でございます。この現地は、植林されて30年から40年のところもあり草だらけで、農地として存在できない状態でございます。それも非農地として証明をしたいということで申請が出されております。どうかよろしくをお願いします。

○米田会長 受付順位381番の提案理由の説明を、地元、中里委員に求めます。

○中里委員 失礼します。381番の地図を御覧ください。これは柳原地区が写った写真でございます。左下側にフジッコと和田山中学校が写っております。その間の道が金浦和田山線でございます。その道を東河方面に約150メートル行きましたら、東河川が流れております。その東河川にかかっている橋が柳原橋でございます。その柳原橋の右側が申請地になっております。この申請地につきましては、この前の●●で、去年の●●月頃でしたか、●●で●●しまして、整備をしていたところ倉庫の部分が田んぼだということで申請をされております。非農地になりましてから、約46年経過しております。本人からの始末書も出ております。何の問題もないかと思われまます。審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○米田会長 委員の中から御質問等ございませんか。  
現地調査委員 平田委員 。

○枚田委員 失礼します。7月6日、現地調査いたしました。地元委員の報告どおり、別段、不具合な点はないように思われまます。審議のほどよろしくお願ひします。

○米田会長 委員の中から御質問等ございませんか。  
ないようでございますので、受付順位380番について採決を行います。  
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 全員賛成によって、本件は承認されまました。  
受付順位381番について採決を行います。  
賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○米田会長 全員賛成によって、本件は承認されまました。  
日程第4「議案178号、農用地利用集積計画の決定について」を上程い



たします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○農林振興課 <資料により説明>

○米田会長 ありがとうございます。

委員の中で御質問等ございませんか。

特にないようでございますので、議案第178号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○米田会長 全員賛成によって、本件は承認されました。

以上で本日の議案審議は全て終了しました。

事務局から報告事項をお願いします。

○事務局 <報告>

○米田会長 以上で本日の会議を終了いたします。閉会に当たり、西村職務代理者に御挨拶いただきます。

○西村職務代理者 <挨拶>

(午後 3 時22分終了)